

# 料 金 表

## ● 【サービス利用料金（目安）】

\*ご契約者の状況により異なります。また、小数点以下の処理等により多少の誤差が発生します。

### 介護サービス費（1月につき）

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担額 (1割)	3,627 円	7,331 円	10,997 円	16,161 円	23,509 円	25,946 円	28,609 円
自己負担額 (2割)	7,254 円	14,661 円	21,993 円	32,321 円	47,017 円	51,892 円	57,217 円
自己負担額 (3割)	10,881 円	21,991 円	32,989 円	48,482 円	70,526 円	77,837 円	85,826 円

## ● 加算について（該当する場合）

加算項目		金額 (1割の場合)	加算要件
①	初期加算	32円 / 日	利用開始日から30日間 30日を越える入院後に再び利用を開始した場合も同様
②	認知症加算Ⅰ	844円 / 月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の場合
③	認知症加算Ⅱ	528円 / 月	要介護2であって、認知症日常生活自立度Ⅱの場合
④	認知症行動・心理症状緊急対応加算	211円 / 日	医師により認知症の行動・心理症状があり、緊急的な 宿泊が必要であると判断され、対応した場合
⑤	看護職員配置加算Ⅰ	950円 / 月	専従の看護師を1名以上配置
⑥	看取り連携体制加算	68円 / 日	看取り期におけるサービス提供を行った場合
⑦	訪問体制強化加算	1,055円 / 月	訪問を担当する常勤職員を2名以上配置し、1ヶ月あたり 延べ訪問回数が200回以上の場合
⑧	総合マネジメント体制強化加算	1,055円 / 月	利用者の状態に応じ、随時、計画を見直し、日常的に 地域住民等との交流を図っている場合
⑨	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	106円 / 月	外部のリハビリテーション専門職から定期的に助言を 受け、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居 宅介護計画を作成した場合
⑩	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	211円 / 月	外部のリハビリテーション専門職が利用者宅を訪問 し、身体状況等の評価を行い、介護支援専門員が生活 機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画 を作成した場合
⑪	若年性認知症利用者受入加算	844円 / 月	65歳未満の認知症の方にその方の特性やニーズに応じ たサービスが提供されるように、個別の担当者を定め ている場合
⑫	口腔・栄養スクリーニング加算	22円 / 回	利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態及び口腔 の健康状態について確認を行い、介護支援専門員に情 報を文書で共有した場合
⑬	科学的介護推進体制加算	43円 / 月	利用者の心身の状況等をデータ化し、そのデータに基 づき計画を策定、実施した場合
⑭	サービス提供体制強化加算Ⅰ	792円 / 月	介護職員のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上

● 介護職員処遇改善費として、介護サービス費の10.2%が上記に加算されます。

● 介護職員等特定処遇改善費として、介護サービス費の1.5%が上記に加算されます。

● その他の料金

・食費※	朝食	400 円／日
	昼食	600 円／日
	夕食	550 円／日
・宿泊費		2,500 円／日
・おやつ代		110 円／日 (税込)
・おむつ代		実費
・その他、日常生活に必要なもの等は実費のご負担となります。		